

令和4年 第1回 浜松市農業委員会総会議事録

1.開催日時 場所

令和4年1月14日(金) 午後2時30分 市役所 北館1階 101・102 会議室

- 2.委員の出欠
- 出席： 松澤崇 渡瀬三郎 松島好則 平尾温己 加茂龍雄 江間栄作 中村金夫
足立侑律 根木常次 内山進吾 岡本純 山中秀三 杉山誠 後藤剛
中安千秋 鈴木英雄 水崎久司 井上保典 小柳守弘 鈴木要
- 欠席： 横井典行 袴田博子 森島倫生 伊藤安子

3.出席した事務局職員

鈴木智久 木下穰 石川宗明 齋藤和也 松本行弘 縣弘之 奥山英洋 河村幸一郎 吉山和志
富永幹人 藤下毅 渡邊光二 刑部智美

4.審議事項

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可について
- 第2号議案 農地法第4条の規定による許可について
- 第3号議案 事業計画変更承認申請について
- 第4号議案 農地法第5条の規定による許可について
- 第5号議案 非農地証明について
- 第6号議案 相続税の納税猶予制度の免除手続(20年経過)に係る特例農地の利用状況の確認について
- 第7号議案 農用地利用集積計画の決定について

5.報告事項

- 報第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
- 報第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について
- 報第3号 事業計画変更届出について
- 報第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
- 報第5号 農地法第3条の規定による許可について(3条許可公売)
- 報第6号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 報第7号 民事執行法による売却に係る農地等の現況報告について
- 報第8号 時効取得を原因とする農地の所有権移転登記申請について
- 報第9号 農地の地目変更登記に係る報告について
- 報第10号 農業用施設証明について

6.その他

議事の概要

局長 みなさん、こんにちは。また本年もよろしくお願ひいたします。ちょっと時間早いですが、出席される皆さんお揃いですので、始めたいと思います。本日はお忙しい中、またお寒い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

只今から令和4年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数ですが、24名のところ20名と過半数を超えておりますので、本会が成立しますことをご報告申し上げます。なお、欠席委員につきましては8番の横井典行委員、10番の袴田博子委員、18番の森島倫生委員、22番の伊藤安子委員でございます。なお、会議中は携帯電話の電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。それでは、松島会長、ご挨拶に続いて開会宣言をお願いいたします。

会長 みなさん、こんにちは。新年最初の総会ということで、改めてあけましておめでとございます。今年もよろしくお願ひしたいと思います。いきなりでございますが、昨年12月は、浜松市内、コロナ感染者も減って、第6波も来ると言われていたんですが、やはりこういう平和な時代が来たというふうに思ったんですが、年を明けてみるうちに新オミクロン株といひますか、出まして感染力がひどくて、もう1万人という数字を全国ですぐに超えてしまったということで、本当にまた大変な時代に入ってしまったなと思ひます。私たちの活動は当然でございますが、遅延滞りが許されるわけではございませんので、健康を上手に管理していただきまして、綱渡りではございますが活動を続けていきたいなど、そういうふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。それと新年ということで、話を変えまして、私、昨年からは皆さんもご存じと思ひますが、キーワードといひかちょっとよく気になる言葉が出てきます。それは何かと申しますとDX、〇〇のDXとかよくDXという言葉をも分皆さん新聞、もしくは報道等で聞いていると思ひますが、このDXとは何かといひことはご存じの方もいらっしゃると思ひますが、改めてちょっと話をさせていただきたいなど、そういうふうに思っております。DXとは、私英語は発音が悪いのですが、デジタルトランスフォーメーションといひ言葉で、簡単に直訳いたしますと、デジタルによって変容、よひは物が変わるといひことで、これを国、または農業関係でいひますと農林省もDX、DXといひ形で推し進めているといひふうに聞いております。では具体的にDXは何をやるかといひと、デジタルといひことで皆さん、デジタルを使つて農業関係でいひますとスマート農業、ドローンとかそういうものを使いながらピンポイントで農薬を散布、または生育状態を見たりするといひような形をどんどん、どんどん進めていくといひような形を、簡単にいひますと農業のDXといひふうに解釈していただければ結構ではないかなと、そういうふうに思っております。また〇〇のと言つたのは、いろんなものがありますが、私たち農業委員会も、農業委員会のDXといひような形で話をさせていただきますと、まだまだ進んではおりませんが、たとえば今日のような会をタブレット、こういうタブレットを使つたペーパーレスでやるといひような形も当然考えられます。この辺はちょっと検討をしているんですが、個人情報のか扱いかその他、もろもろのものがありますので、中々思うようにいきませんが、こういうこともDXの中のひとつに含まれているといひことになります。現実的に一番今やっておりますのは、衛星写真等を見てそれをAIが判断をいたしまして、遊休地や耕作放棄地等を上からみて、それをタブレットの方へ落として、それをある程度

現場を見に行くというような、そういうような形をとりながらうまく活動するというのがこれは現実的にだんだん進んでおります。そういうようなことも含めまして、これから私たち好きとか嫌いとかできるとかできないというものは、ちょっと隅に置いて、関心を持っていただいてデジタルについて対応していく、デジタルをうまく活用しながら農業委員会の活動もしていく、ただ営農者に関しては、農業をデジタルでうまくやっていくというような形をとっていくのが、多分今年あたりからだんだん、だんだん打ち出されてくるのではないかなと、そういうふうに思っておりますので、参考までにちょっと皆さんに DX、デジタルトランスフォーメーションという言葉覚えていただきたいなど、そういうふうに思っております。私もできるだけ、あまり好きじゃないんですが、やらざるを得ないので一生懸命勉強しながらこういうような形でやっておりますので、ご報告申し上げたいと思います。簡単ではございますが、一年またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それではただ今から、令和4年第1回浜松市農業委員会総会を開会いたします。

局長 ありがとうございます。

それでは、ここからの進行は議長として松島会長にお願いいたします。

それでは、議事録署名人を私から指名させていただいてご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは、議席番号 16 番の後藤剛委員、議席番号 17 番の中安千秋委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木下 それでは、お手元の議案 1 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

藤下 今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 1 番外 20 件でございます。申請の内訳でございますが、所有権移転の売買に係る案件が 9 件、贈与に係る案件が 4 件、賃貸借に係る案件が 2 件、区分地上権に係る案件が 6 件でございます。

それでは整理番号に丸を付した案件について説明いたします。

議案 1 ページ、地区「中央」、整理番号 1 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は中区花川町の [] です。

[] は、中区花川町で馬鈴薯、大根を耕作しております。

この度、営農地に近い申請地を購入し、規模拡大を図るため申請にいたったもので農地取得後は馬鈴薯、大根を作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 1 ページ、地区「和田・中ノ町」、整理番号 2 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、磐田市の [] さん、66 歳でございます。

[] さんは東区中野町、国吉町、天王町で水稻を耕作しております。

この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものでございます。

申請地は、東区安間町、中野町の田畑、合計 5 筆で、取得後は水稻、玉ねぎ、さつまいも

作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 2 ページ、地区「篠原」、整理番号 6 番及び議案 4 ページ、地区「赤佐」整理番号 18 番は賃貸借に係る案件でございます。

賃借人は、東区積志町の [] でございます。

[] は、浜松市内及び静岡県西部管内を中心に営農型太陽光発電設備の下部農地において圃を耕作しておりますが、この度、利用権から 3 条に変更して農地を借りるものがございます。

申請地は西区篠原町及び浜北区於呂の畑、合計 8 筆で、引き続き圃を耕作していく計画でございます。

議案 2 ページ、地区「細江」、整理番号 9 番は贈与に係る案件でございます。

譲受人は、西区呉松町の [] さん、68 歳でございます。この度、実の兄より贈与により申請地を取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものがございます。

申請地は北区細江町小野の畑、3 筆で、取得後はブルーベリーを作付けしていく計画でございます。

続きまして、議案 3 ページ、地区「三ヶ日」、整理番号 13 番は売買に係る案件でございます。

譲受人は、北区三ヶ日町平山の [] です。

[] は、北区三ヶ日町、細江町、滝沢町でみかんを耕作しております。

この度、営農地に近い申請地を売買により取得し、規模拡大を図りたく申請にいたったものがございます。

申請地は、北区三ヶ日町岡本、摩訶耶(まかや)の畑、2 筆で、取得後はみかんを作付けしていく計画でございます。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤委員 中央地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬委員 和田・中ノ町地区の土地なんですけど、特に和田地区のほうは面積が少なく、中ノ町地区のほうが圧倒的に多かったんですけど、審査した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

今、渡瀬委員からありました地区がまたがっている土地がありましたが、そこを含めまして中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議 長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたとの報告を受けております。

続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申

上げます。

河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたとの報告を受けております。

続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。

山中委員 細江地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。

杉山委員 引佐地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。

後藤委員 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。

中安委員 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 最後に、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたとの報告を受けております。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。第1号議案「農地法第3条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木下 議案5ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

藤下 今月の申請案件は、地区「神久呂」、整理番号1番外9件でございます。

転用目的別の内訳は、自己用・賃貸住宅関連が5件、農業用施設が2件、事業用駐車場が1件、営農型太陽光発電が2件でございます。

農地区分別の内訳は、農用地区域内農地が2件、第1種農地が3件、第3種農地が5件でございます。

なお、是正案件は、1番、5番、6番、7番、8番です。

また、駐車場の申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について確認し、問題がないことを確認しております。

説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いします。

始めに、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。
根木委員 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
岡本委員 都田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
杉山委員 引佐地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、三ヶ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
後藤委員 三ヶ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
中安委員 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
議 長 最後に、中瀬・赤佐・亀玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

中瀬・赤佐・亀玉地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたとの報告を受けております。

ありがとうございました。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑応答なし)

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。第 2 号議案「農地法第 4 条の規定による許可について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 3 号議案「事業計画変更承認申請について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木 下 議案 9 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 農地法第 4 条または、第 5 条の転用許可を受けた者は、事業計画に従い、速やかに事業を行うこととされていますが、許可を受けた後、やむを得ずその事業計画を変更しようとする場合は、許可権者が事業計画の変更承認をすることができるとされております。

今月の申請は、当初の計画地を変更する目的変更が 1 件でございます。

議案 9 ページ、地区「亀玉」、整理番号 1 番について説明いたします。

申請人は、当初の転用事業者である■■■■さん、■■■■さんでございます。

申請に至った経緯でございますが、当初の計画では令和■■年■■月■■日に農地法第 5 条許可を受け、自己用住宅・物置を建築する予定でしたが、併用宅地に抵当権が設定されていることが判明したため、融資先より抵当権の解除、もしくは事業計画の変更を求められ、検討した

結果、併用宅地を含めない計画に変更することとなりました。

申請地は、新東名浜松サービスエリアスマートインターチェンジより東へ約 1.5 km に位置する農地でございます。

転用計画は、許可済地西側の併用宅地 1 筆 32.82 m²を事業計画地から外す申請で、配置計画から見て転用面積は適当と認められます。

当初の事業計画が変更となったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものではないと認められること、排水計画は問題なく、資金計画の見込みもあることから、転用許可基準を満たすものと判断されます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 3 号議案「事業計画変更承認申請について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いいたします。

木 下 議案 11 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 議案説明の前に先月の足立委員からのご意見について回答いたします。

転用の申請は1つであるが事業計画地が離れている場合、調査書を分けて郵送してほしいのご意見ですが、今後は事業計画地が分かれている場合、調査書を分けて送付するようにいたします。

次に資材置場・駐車場など急傾斜地での転用の場合、排水の考え方や基準を検討してほしいのご意見ですが、資材置場・駐車場への転用では敷地内自然浸透が一般的ですが、急傾斜地における転用については浜松市の開発許可の基準を参考にしながら、事業計画者から雨水の調整能力のわかる図面の提出を求め、隣地に影響を及ぼすことがないことを確認していきたいと考えています。

回答は以上でございます。

それでは、議案の説明に移ります。

今月の申請案件は、地区「中央」、整理番号 1 番外 95 件でございます。

転用目的別の内訳につきましては、農業用施設が 4 件、自己用・共同住宅関連が 65 件、事業用の建物関連が 4 件、駐車場・資材置場等事業用のその他施設への転用が 10 件、太陽光発電が 2 件、営農型太陽光発電が 5 件、一時転用が 6 件でございます。

また、農地区分別の内訳につきましては、農用地区域内農地が 14 件、第 1 種農地が 10 件、第 2 種農地が 19 件、第 3 種農地が 53 件でございます。

なお、是正案件は整理番号 6 番、7 番、10 番、12 番、20 番、55 番、65 番、71 番、77 番、79

番、93 番でございます。

また、駐車場、資材置場など建築行為を伴わない申請については、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画の認定について問題がないことを確認しております。

それでは、この中に委員該当案件がありますので、よろしく願いいたします。

議長 それでは、委員該当案件を先に審議いたします。私が該当する案件がありますので、退室いたします。進行を副会長の鈴木英雄委員にお願いします。

(松島委員 退室)

鈴木英雄委員 それでは、事務局から説明をお願いします。

吉山 議案 13 ページ、地区「笠井」、整理番号 13 番をお願いします。

東区豊西町の畑 363 m²について、自己用住宅を設けたいという申請でございます。

申請者は東区大島町に居住している■■■■さん、■■■■さんでございます。

この度、実家の土地を借り受け、大規模既存集落における自己用住宅の制度を利用し、自己用住宅を建築したく申請に及んだものでございます。

申請地は浜松市立豊西小学校の南約■■■m に位置する農地です。

申請地の農地区分につきましては、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40%を超えているため第 3 種農地に該当すると判断いたしました。

転用計画は、建築面積 127.56 m²の住宅を建築する計画で、建ぺい率は 35%となり規模は適正と認められます。

排水計画は、雨水は道路側溝、汚水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

委員該当案件の説明は以上でございます。

鈴木英雄委員 それでは事務局の説明に続きまして、調査会の協議結果について私から報告させていただきます。調査会で協議の結果、問題はないとのことでした。

これより質疑に入ります。只今の事務局説明について発言のある方は挙手願います。

(質疑応答なし)

鈴木英雄委員 それでは、ご意見等もないようですので、第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」のうち、只今の委員該当案件につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

鈴木英雄委員 異議ないものと認め承認することいたします。

それでは、松島委員はご入室をお願いします。

(松島委員 入室)

議長 これから進行をつとめさせていただきます。

それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

吉山 議案 13 ページ、地区「笠井」、整理番号 14 番をお願いします。

東区貴平町の田畑 12,127 m²について、砂利採取をしたいという申請でございます。

申請者は、■■■■に本店を置き、■■■■を営む法人です。

この度、良質の砂利採取が期待できる本申請地を、陸砂利の採取場として使用したく、許可日から2年間の一時転用申請に至ったものでございます。

申請地は、東区役所の北東約 [] km に位置する農地です。

申請地は農用地区域内の農地ですが、不許可の例外規定である3年以内の一時転用に該当いたします。

本事業は、1:1.5 の安定勾配で掘削し、掘削面積 7,082 m²、最大掘削深 10m、総掘削量は 34,365 m³を予定しております。

工事期間中は、5m の保安距離を確保し、表土の流出を防ぐとともに、外周には、防護柵、鍵付きの門扉などの設置により近隣への安全対策が図られること、工事完了後は良質な山土、建設発生土及び表土の埋め戻しにより、優良な農地へ復元し、畑はネギ・ニンジン・サツマイモ、田は水稻を作付けする旨の耕作管理計画書が添付されていること、また、「砂利採取事業事前審査意見書」の措置報告書の提出を受けていること、地元自治会との協議が完了していることから、周辺への影響は軽微と思われ、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 16 ページ、地区「湖東」、整理番号 33 番をお願いします。

西区湖東町の畑 10,647 m²について、倉庫を設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。既存の倉庫が手狭で取引先からの製品保管場所が不足しているため、本社に近い申請地に倉庫を新築することで、今後の更なる受注増加に対応したく、申請に至ったものでございます。

申請地は、浜松西インターチェンジの南西約 [] m に位置する農地です。

農地区分につきましては、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地である第 1 種農地に該当し、原則として転用許可ができない農地ですが、不許可の例外である、国道又は県道の沿道の区域に設置される流通業務施設に該当することから、立地基準において適当と認められるものでございます。

本転用事業は、倉庫、駐車場、緑地を新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われれます。

申請地はアスファルト舗装し、周囲には見切工を設置する計画であること、雨水排水は敷地内側溝から調整池に流入させ道路側溝へ制限放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、「浜松市土地利用事業の適正化に関する指導要綱」に基づく事業承認を受けていること、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。

続きまして、議案 17 ページ、地区「飯田」、整理番号 39 番をお願いします。

南区下飯田町の田畑 3,899 m²について、ガソリンスタンドを設けたいという申請でございます。

申請者は、[] に本社を置き、[] を営む法人です。

申請地は、浜松市立東部中学校の南東約 [] m に位置する農地です。交通量の多い国道

1号線沿いの申請地を借り受け、ガソリンスタンドを新設したく申請に至ったものでございます。

農地区分につきましては、飯田市民サービスセンターからおおむね500m以内であることから、第2種農地に該当すると判断いたしました。

本転用事業は、ガソリンスタンドを新設する計画であり、配置計画からみて、転用面積は適当と思われるます。

排水計画は、汚水・雑排水は合併浄化槽から道路側溝へ放流し、雨水排水は油水分離層を通して地下貯留槽へ貯め、道路側溝へ放流する計画であることから、周辺農地の営農に支障を及ぼすものではないと判断いたします。

また、都市計画法の開発許可の見込みがあること、資金計画の見込みもあることから、転用の確実性も認められるものであります。

以上のことから、立地基準、一般基準ともに満たすものであり、許可相当であると考えます。説明は以上でございます。

議長 それでは、事務局の説明に続いて、調査会の協議結果についてのご報告をお願いいたします。

始めに、中央地区調査会の松澤委員からお願いします。

松澤委員 中央地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、蒲・和田・長上地区調査会の渡瀬委員からお願いします。

渡瀬委員 蒲・和田・長上地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、中ノ町・笠井地区調査会の分を私からご報告申し上げます。

中ノ町・笠井地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

続いて、積志地区調査会の平尾委員からお願いします。

平尾委員 積志地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、入野・神久呂・雄踏地区調査会の加茂委員からお願いします。

加茂委員 入野・神久呂・雄踏地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、湖東地区調査会の江間委員からお願いします。

江間委員 湖東地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、庄内地区調査会の中村委員からお願いします。

中村委員 庄内地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、篠原・舞阪地区調査会の横井委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

篠原・舞阪地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたとの報告を受けております。

議長 続いて、芳川・飯田地区調査会の足立委員からお願いします。

足立委員 芳川・飯田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。

議長 続いて、河輪・五島・白脇地区調査会の袴田委員が欠席しておりますので、私からご報告申し上げます。

河輪・五島・白脇地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたとの報告を受けております。

続いて、新津・可美地区調査会の根木委員からお願いします。

根本委員 新津・可美地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
 議 長 続いて、三方原地区調査会の内山委員からお願いします。
 内山委員 三方原地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
 議 長 続いて、都田地区調査会の岡本委員からお願いします。
 岡本委員 都田地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
 議 長 続いて、細江地区調査会の山中委員からお願いします。
 山中委員 細江地区調査会ですけれども、一点、整理番号 63 番の公共工事における一時転用の関係
 なんですけれども、現地が荒れた土地だったのですけれども、もう工事の整備をし始めちゃっ
 て、農業委員会の事務局が早く書類を出せよということでスタートして、それから出したというこ
 とで、これは調査会でもやはり公共事業でもきちっと書類を提出して、やってほしいというこ
 とで、以後今後ないようにということで嚴重注意をさせていただきました。その他の案件に関して
 は、問題ありませんでした。
 議 長 続いて、引佐地区調査会の杉山委員からお願いします。
 杉山委員 引佐地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
 議 長 続いて、三ケ日地区調査会の後藤委員からお願いします。
 後藤委員 三ケ日地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
 議 長 続いて、浜名・北浜地区調査会の中安委員からお願いします。
 中安委員 浜名・北浜地区調査会で協議した結果、問題ありませんでした。
 議 長 最後に、中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会の森島委員が欠席しておりますので、私からご報告申
 し上げます。
 中瀬・赤佐・鹿玉地区調査会で協議した結果、問題ありませんでしたとの報告を受けており
 ます。
 ありがとうございます。これより質疑に入ります。只今の事務局説明、地区担当委員からの
 説明について発言のある方は挙手をお願いします。
 小柳委員 すいません。一点だけ。
 議 長 はい。小柳委員。
 小柳委員 冒頭説明があったかと思うんですけど、建築行為を伴わない敷地の拡張と、やむを得ない
 敷地の拡張の違いをわかりやすく説明していただきたいと思います。建築行為を伴わない敷
 地の拡張というのは、横を見ますと宅地の拡張というものですから、これが法律上どこでとい
 うのはたぶん冒頭エネルギー再生というようなところで認められるというのですけれども、それが
 やむを得ない敷地の拡張とどう違うのかということをお願いしたいです。
 議 長 はい。縣グループ長。
 縣 ただ今の質問に対してお答えいたします。建築行為を伴わない敷地の拡張というものにつ
 いては、敷地の拡張をしたところに建築物がない場合は、建築行為を伴わない敷地の拡張と
 いうことで、都市計画法上処理される案件になります。逆に、やむを得ない敷地の拡張とい
 うものについては、同じ拡張であってもその申請する土地に建築物があるものについては、やむ
 を得ない敷地の拡張というふうな処理となりますのでご理解いただければと思います。
 小柳委員 農業委員会の立場上、建築行為を伴わない敷地の拡張というのはいろいろ条件があると思

うのですけれども、いたずらに宅地を増やしていくことができるかどうか、やはり法律上あるのでしょうか。

議 長 縣グループ長。

縣 農地法上的にはですね、例えば自己用住宅の敷地の拡張については、基本的には 500 m² 以下というふうな基準がございます。なおかつ建蔽率も 22 パーセントというふうな基準もございますので、拡張拡張ということでも敷地を大きくするということができるということではございません。以上でございます。

小柳委員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

小柳委員 はい。

議 長 その他ございますでしょうか。それではないようですので、採決いたします。第 4 号議案「農地法第 5 条の規定による許可について」につきましては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め承認することといたします。

次に、第 5 号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 27 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 1 番外 5 件でございます。

地区「長上」、整理番号 1 番は昭和 45 年に物置が建築され、宅地利用されていたものです。

地区「神久呂」、整理番号 2 番は昭和 39 年に工場が建築され、宅地利用されていたものです。

地区「三ヶ日」、整理番号 3 番は昭和 14 年に住宅が建築され、宅地利用されていたものです。

地区「天竜」、整理番号 4 番は平成 5 年、平成 10 年に植林されたものです。

地区「佐久間」、整理番号 5 番は大正 12 年、昭和 30 年に住宅、離れ、物置が建築され、宅地利用されていたものです。

地区「佐久間」、整理番号 6 番は昭和 62 年、平成 5 年に植林されたものです。

全ての案件について、非農地証明の基準に該当し、非農地証明の交付が適当と判断されるものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局からの説明がありましたが、何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 5 号議案「非農地証明について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 6 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 29 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

吉 山 相続税の納税猶予の特例の適用から、20 年経過することによる相続税の免除手続きに伴い、納税猶予の適用を受けている農地等の利用状況について、税務署へ報告するため、皆さまにご審議いただくものです。

今月の申請案件は、地区「長上」、整理番号 1 番外 3 件でございます。

それでは、納税猶予の適用を受けている特例農地の面積が大きい、地区「庄内」、整理番号 3 番について説明いたします。

被相続人は、平成 ■年 ■月 ■日に亡くなられた、■■■■■さん。

相続人は、西区平松町にお住いの、子の■■■■■さん、89 歳です。

特例農地の面積は、申告時、現在ともに 3,283 m²です。

現地調査をした結果、タマネギ、ユーカーリ等が耕作され、農地の管理が行われていたもので、その旨を税務署へ報告いたします。

また、整理番号 1 番、2 番、4 番につきましても、適正に耕作され、農地の管理がされていしたので、その旨を税務署へ報告いたします。

説明は以上でございます。

議 長 只今、事務局からの説明がありました。何かご意見、ご質問はございませんか。

(質疑応答なし)

議 長 それでは、ご意見等もないようですので、第 6 号議案「相続税の納税猶予制度の免除手続(20 年経過)に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長 異議ないものと認め、承認することといたします。

次に、第 7 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。事務局から、説明をお願いします。

木 下 議案 31 ページをご覧ください。

(議案の表紙を読み上げる)

担当者から説明いたします。

刑 部 それでは、別冊1につきまして事務局より説明いたしますが、委員該当案件がありますのでお願いいたします。

議 長 それでは、委員該当案件がありますので、根木委員はご退室をお願いします。

(根木委員 退室)

議 長 それでは、事務局、説明をお願いします。

刑 部 それでは、別添資料の別冊1をご覧ください。

令和3年度第10回浜松市農用地利用集積計画(案)でございます。

公告予定は令和4年1月20日となります。

2枚めくって頂きまして、「農用地利用集積 利用権等設定内訳表」をご覧ください。合計298筆、220,062.85㎡の内訳でございます。

今月は、笠井地区での1筆をはじめとして、計20地区での利用権設定を予定しております。

その次の1ページから利用権設定明細が掲載されております。

1ページから29ページは相對契約及び中間管理事業における貸借によるもの、31ページは所有権移転を掲載しております。

それでは、新規就農に関するものについて抜粋してご説明いたします。

5ページの1番をご覧ください。■■■■さんです。北区三ヶ日町津々崎の■■■■さんのもとで農業を学び、今回の申請に至りました。西区伊左地町■■■■番■■■■の畑、1,134㎡を借り受け、大根、そら豆、ピーマンの栽培を予定しております。

次に、9ページの1番から10ページの23番、17ページから29ページをご覧ください。農地中間管理事業による静岡県農業振興公社に対する利用権設定が132筆ございます。

農地中間管理事業は、農地所有者から中間管理機構である県の農業振興公社が利用権設定により農地を借り受け、公社から農業者への転貸については、農用地利用配分計画書を公社が県知事に申請し、県知事の認可を受けることにより転貸が成立するもので、備考欄に配分予定先を記載してあります。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

説明は以上でございます。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、各調査会における補足説明等はございませんか。
(補足説明なし)

議長 その他、何かご意見、ご質問はございませんか。
(意見なし)

議長 それでは、ご意見等もないようですので、第7号議案「農用地利用集積計画の決定について」は原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)

議長 異議ないものと認め承認することといたします。
それでは、根木委員はご入室をお願いします。
(根木委員 入室)

議長 次に、報告事項の第1号から第10号までを、事務局から報告をお願いします。
(報告事項)

議長 只今の報告事項につきましては、ご承知おき願いたいと思います。
それでは、その他として委員の皆様から、活動を通して何かありましたらお願いいたします。

足立委員 (傾斜地での転用の場合の排水の基準や考え方について)

根木委員 (ビニールハウスの用途の区別の考え方について)

足立委員 (農業委員会の管轄としての山林、原野について)

議 長 その他ございますでしょうか。
それでは、事務局から連絡事項がありましたら、お願いいたします。

局 長 (農業会議情報について)

齋 藤 (農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について)

齋 藤 (ふじのくに農地有効活用シンポジウムについて)

木 下 (緊急事態宣言発令下における農業調査会の運営について)

木 下 令和4年 第2回 農業委員会総会

日時 令和4年2月15日(火) 午後2時30分から

場所 みをつくし文化センター 2階 大研修室

議 長 それでは、以上で、本日の審議案件、報告事項につきましては終了いたしました。

長時間に亘り、ご熱心なご討議ありがとうございました。これをもちまして、第1回浜松市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会時間 午後3時35分

以上、議事の正確さを期すため署名する。

令和4年2月15日

会 長 松島 好則

委 員 後藤 剛

委 員 中安 千秋